

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年5月11日
【会社名】	株式会社協和エクシオ
【英訳名】	KYOWA EXEO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小園 文典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
【電話番号】	03(5778)-1105 (財務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 秀男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
【電話番号】	03(5778)-1105 (財務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 秀男
【縦覧に供する場所】	株式会社協和エクシオ 南関東支店 (横浜市神奈川区神奈川本町12番地1) 株式会社協和エクシオ 東海支店 (名古屋市中区錦三丁目10番33号) 株式会社協和エクシオ 関西支店 (大阪市中央区内本町二丁目2番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、シーキューブ株式会社（以下、「シーキューブ」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。また、本株式交換の効力発生により、シーキューブが当社の特定子会社に該当することになりますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の決定について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づく報告内容）

本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	シーキューブ株式会社
本店の所在地	名古屋市中区門前町1番51号
代表者の氏名	代表取締役社長 橋本 渉
資本金の額	4,104百万円（2018年3月31日現在）
純資産の額（連結）	36,721百万円（2018年3月31日現在）
純資産の額（単体）	19,085百万円（2018年3月31日現在）
総資産の額（連結）	52,079百万円（2018年3月31日現在）
総資産の額（単体）	37,660百万円（2018年3月31日現在）
事業の内容	NTT通信設備工事、移動通信設備工事、一般設備工事、 情報サービス事業

（注）資本金の額、純資産の額（連結・単体）及び総資産の額（連結・単体）については、2018年5月9日付でシーキューブが公表した「平成30年3月期決算短信」の記載に基づく数値であり、本報告書提出日現在、金融商品取引法第193条の2に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高（百万円）	54,023	55,622	59,832
営業利益（百万円）	1,585	1,813	3,131
経常利益（百万円）	1,762	2,042	3,483
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	1,019	1,226	2,212

（単体）

決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高（百万円）	33,803	33,611	37,593
営業利益又は営業損失 （百万円）	245	54	550
経常利益（百万円）	143	499	990
当期純利益（百万円）	134	400	778

（注）連結・単体ともに2018年3月期の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益については、2018年5月9日付でシーキューブが公表した「平成30年3月期決算短信」の記載に基づく数値であり、本報告書提出日現在、金融商品取引法第193条の2に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2018年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
シーキューブグループ従業員持株会	5.89%
第一生命保険株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	5.01%
株式会社三菱UFJ銀行(注)	4.52%
株式会社りそな銀行	4.46%
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	3.44%

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、シーキューブの発行済株式総数の1.09%(300,000株)の株式を保有しております。シーキューブは当社の発行済株式総数の0.09%(100,920株)の株式を保有しております。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	シーキューブは、当社から設備工事を請け負っております。

本株式交換の目的

通信建設分野における事業環境は、移動通信関連工事についてはトラフィック増加に対応するサービス品質向上に向けたネットワーク構築・整備等が当面は引き続き堅調に推移するものの、中長期的には通信キャリア、特に、当社及びシーキューブの主要顧客であるNTTグループの固定通信の設備投資は抑制傾向にあり、両社を取り巻く環境は不透明な状況が続くものと想定されます。そのような環境下、通信設備工事における安定した収益を獲得することで事業基盤の更なる安定を図るとともに、通信設備工事以外の事業を伸ばす方策について両社共に模索して参りました。

2016年より当社及びシーキューブは、西日本地域におけるNTTグループ発注の通信設備工事の採算性向上のため、共同企業体の構成員として、両社の連携を開始いたしました。

あわせて、当社においては「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」をビジョンに掲げ、事業ポートフォリオの再構築を進め、システムソリューション事業を第2の柱へ育成するとともに、コア事業である通信インフラ構築関連の生産性・品質向上や徹底した効率化による収益力強化を図ることを目標とする中期経営計画(2016年度～2020年度)を策定いたしました。同時に、シーキューブにおいても事業環境の大きな変化を受け、通信設備工事の生産性向上による更なる事業基盤の強化を行うとともに、通信設備工事以外の分野である一般設備工事、情報サービス事業の売上拡大に注力し、収益構造を転換する『事業構造の変革』に向けて積極的に取り組むこととした中期経営計画(2016年度～2020年度)を策定いたしました。両社ともに通信設備工事の生産性の向上を図るとともに、それ以外の分野である社会インフラ等の一般設備工事及びシステムインテグレーション等のシステムソリューション事業/情報サービス事業の売上を拡大し、収益構造を転換するという点で両社が目指すべき方向性が一致いたしました。

しかし、両社を取り巻く事業環境は劇的かつ急速な変化を続けております。今後、IoT時代の到来により飛躍的な増加が見込まれるセキュリティ強化やクラウドサービスへの移行に伴うシステム投資、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックをターゲットとした首都圏再開発案件での電気設備工事、無電柱化工事の拡大、老朽化した社会インフラ設備の更改などのインフラ投資を両社の成長の機会と捉えており、多種多様な顧客ニーズに対応できる事業運営体制の構築が必要であることから最大限のシナジーを発揮するためには、経営資源の共有化など、より密接な協力関係が必要との考えに至り、両社の経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)の検討を開始いたしました。そして、当社及びシーキューブは複数回にわたり業界環境や両社のあり方について真摯に協議を重ね、その結果、本経営統合を選択することが通信建設業界を取り巻く厳しい事業環境下で両社の企業価値を最大化する最良の方法であるとの判断に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

当社とシーキューブは、本経営統合を契機に両社の強みを最大限に活かすため、両社ブランドが培ってきた技術力・営業力の強みを活かした運営を行い、お互いが得意とする領域を共有することにより、更なるビジネスの拡大を図り、社会に貢献しお客様に選ばれる企業への成長を図って参ります。

具体的には、今後、当社及びシーキューブは、グループ体として新たな協力体制を構築し、主に以下の取組みを推進して、企業価値の更なる向上を図って参ります。

通信設備工事以外におけるビジネスの拡大

- ・エリア、施工内容など両社の強みを活かしたグループ全体での受注戦略の展開による社会インフラ設備工事の受注拡大
- ・両社のシステムインテグレーション関連のリソースを活かしたクラウドビジネスなどシステムソリューション事業/情報サービス事業の体制強化

通信設備工事における体制の最適化による生産性の向上

- ・シーキューブが強みを持つ東海エリアでの両社の連携（稼働の相互支援、拠点の最適化）による施工体制の更なる強化
- ・連携した人材育成制度の構築による技術力の強化
グループ内資産・人材・ノウハウの一元化による経営リソースの最適化
- ・システムやノウハウなどの共有によるグループ全体での最適化
- ・スケールメリットを活かした資材調達力の強化によるコストの削減
- ・給与、経理等の業務集約による間接業務の効率化

本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

2018年5月9日付で締結した本株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、シーキューブを株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、シーキューブについては2018年6月27日開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、2018年10月1日を効力発生日として行う予定であります。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シーキューブ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.31
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：8,255,389株（予定）	

(注1) 株式割当比率

シーキューブの普通株式1株につき、当社の普通株式0.31株を割当て交付します。ただし、当社が保有するシーキューブの普通株式300,000株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

(注2) 本株式交換により割当交付する株式数

当社がシーキューブの株主に交付する当社の株式は、当社が保有する自己株式8,255,389株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

当社は、本株式交換に際して、当社がシーキューブの発行済株式のすべてを取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のシーキューブの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するシーキューブの普通株式の合計数に0.31を乗じた当社の普通株式8,255,389株（予定）を割当て交付します。上記の当社が交付する株式数は、2018年3月31日現在のシーキューブの発行済株式総数（27,644,699株）からシーキューブが保有する自己株式数（714,409株）及び当社が保有するシーキューブの株式数（300,000株）を控除した26,630,290株に基づいて算出しており、シーキューブが単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

なお、シーキューブは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、シーキューブが当該決議時点で保有する自己株式及び基準時までには保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定であります。

(注3) シーキューブが保有する当社の普通株式について

本株式交換により当社の完全子会社となるシーキューブは、完全親会社となる当社の普通株式100,920株を保有しております。この当社の普通株式については、本株式交換の効力発生日以降、子会社の有する親会社株式となるため、会社法第135条第3項の規定に従い、相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるシーキューブの株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。

(イ) 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が当社に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元となるよう、当社の株式を買い増すことを請求することができる制度であります。

(ロ) 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度であります。

(注5) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなるシーキューブの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

株式交換契約の内容

当社が、シーキューブとの間で2018年5月9日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書(写)

株式会社協和エクシオ(住所:東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号、以下「甲」という。)及びシーキューブ株式会社(住所:愛知県名古屋市中区門前町1番51号、以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社として株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

第2条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が所有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載された乙の株主のうち甲を除く株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に0.31を乗じた数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.31株の割合をもって割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して割当交付する甲の普通株式については、新たな普通株式の発行を行わず、その保有する自己株式を交付する。
4. 本株式交換に際して、本割当対象株主に対し割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第3条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は、変動しないものとする。

第4条 (乙の自己株式の取扱い)

乙は、効力発生日(次条にて定義する。)の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において乙が所有している自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく乙の株主の株式買取請求に係る株式の買取によって乙が取得する株式を含む。)の全部を消却する。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年10月1日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に関して、甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において本契約を承認する決議を求める。
2. 乙は、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において、本契約を承認する決議を求める。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結日以後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 甲及び乙は、前項の規定に拘わらず、甲が西部電気工業株式会社(住所：福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号、以下「西部電気工業」という。)との間で、甲を株式交換完全親会社とし、西部電気工業を株式交換完全子会社とする甲が乙に別途通知した内容の株式交換契約を本契約締結日付で締結し、効力発生日と同日に効力を生じる株式交換を行う予定であること、及び甲が日本電通株式会社(住所：大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、以下「日本電通」という。)との間で、甲を株式交換完全親会社とし、日本電通を株式交換完全子会社とする甲が乙に別途通知した内容の株式交換契約を本契約締結日付で締結し、効力発生日と同日に効力を生じる株式交換を行う予定であることを確認する。

第8条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、又は甲又は乙が本契約に違反した場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (剰余金の配当)

1. 甲及び乙は、平成30年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき、25円、総額2,395,000,000円
 - (2) 乙：普通株式1株につき、10円、総額270,000,000円
2. 甲及び乙は、平成30年9月30日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき、32円、総額3,065,000,000円
 - (2) 乙：普通株式1株につき、8円、総額222,000,000円

3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまで、剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認等が得られないとき、又は第8条に従い本契約が解除された場合はその効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月9日

甲 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社協和エクシオ
代表取締役社長 小園 文典 印

乙 愛知県名古屋市中区門前町1番51号
シーキューブ株式会社
代表取締役社長 橋本 渉 印

（株式交換契約書は以上）

本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

上記 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の割当比率については両社における検討にあたり参考とするため、両社がそれぞれ選定した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はS M B C日興証券株式会社（以下、「S M B C日興証券」といいます。）を、シーキューブは大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれが相手方に実施したデューデリジェンスの結果などを参考に、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議を重ねました。

当社は、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、S M B C日興証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。他方、シーキューブは、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、大和証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、シーキューブの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

その結果、両社は、2018年5月9日に開催されたそれぞれの取締役会において、上記 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とシーキューブとの間での協議により変更されることがあります。

算定機関の名称及び当事会社との関係

S M B C日興証券及び大和証券は、いずれも当社及びシーキューブから独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定の概要

S M B C日興証券は、当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2018年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定をいたしました。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでおりません。

シーキューブについては、同社が株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2018年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、シーキューブが「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した2018年3月27日の翌営業日である2018年3月28日から算定基準日までの終値の単純平均値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益は見込んでおりません。

S M B C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でS M B C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としていること、並びにかかる算定は2018年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、S M B C日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるシーキューブの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.23～0.24
DCF法	0.24～0.34

大和証券は、当社については、同社が東京証券取引所市場第一部（以下、「東証一部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。

シーキューブについては、同社が名古屋証券取引所市場第一部（以下、「名証一部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。市場株価法では、当社については、2018年5月8日を基準日として、東証一部における基準日の終値、過去1ヶ月間の終値単純平均株価、過去3ヶ月間の終値単純平均株価及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価を用いて、シーキューブについては、2018年5月8日を基準日として、名証一部における基準日の終値、過去1ヶ月間の終値単純平均株価、過去3ヶ月間の終値単純平均株価及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価を用いて評価を行い、それらの結果を基に当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジを0.233～0.240として算定しております。

DCF法では、当社については、当社の2019年3月期から2021年3月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、シーキューブについては、シーキューブの2019年3月期から2021年3月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したシーキューブの財務予測に基づき、シーキューブが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、それらの結果を基に当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジを0.199～0.332として算定しております。なお、上記DCF法の算定の基礎とした当社及びシーキューブの事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、DCF法の算定の基礎とした両社の財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画は、2018年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであり、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としています。なお、大和証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるシーキューブの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.233～0.240
D C F 法	0.199～0.332

本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社協和エクシオ
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 小園 文典
資本金の額	6,888百万円
純資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
純資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
事業の内容	エンジニアリングソリューション（通信キャリア・都市インフラ）、システムソリューション

(2) 特定子会社の異動について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	シーキューブ株式会社
住所	名古屋市中区門前町1番51号
代表者の氏名	代表取締役社長 橋本 涉
資本金の額	4,104百万円（2018年3月31日現在）
純資産の額（連結）	36,721百万円（2018年3月31日現在）
純資産の額（単体）	19,085百万円（2018年3月31日現在）
総資産の額（連結）	52,079百万円（2018年3月31日現在）
総資産の額（単体）	37,660百万円（2018年3月31日現在）
事業の内容	N T T 通信設備工事、移動通信設備工事、一般設備工事、情報サービス事業

（注）資本金の額、純資産の額（連結・単体）及び総資産の額（連結・単体）については、2018年5月9日付でシーキューブが公表した「平成30年3月期決算短信」の記載に基づく数値であり、本報告書提出日現在、金融商品取引法第193条の2に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。

当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 3,000個

異動後 269,113個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 1.12%

異動後 100%

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、2018年3月31日現在を前提として算出しております。

(注2) 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

本株式交換の実施により当社の完全子会社となるシーキューブは、その資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に相当することとなります。なお、本株式交換の実施は、2018年6月27日開催予定のシーキューブの定時株主総会において本株式交換契約の承認が得られることを条件としております。

当該異動の年月日

2018年10月1日

以 上